

平成21年11月臨時会

議案説明資料

生活環境部

平成21年11月臨時会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (3) 米子境港都市計画事業米子駅前通り 土地区画整理事業の施行に関する条例の一 部改正について (平成21年11月2日専決)	景観まちづくり課	1

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について (平成21年11月2日専決)</p>				
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 費用の負担について定めた規定中、引用している道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の根拠条項を改める。</p> <p>3 施行期日 公布日</p> <p>(参考) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正の概要</p> <p>道路整備の財源の特例措置に関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を平成21年度から廃止する等の措置を講ずるための改正。</p> <table border="1" data-bbox="311 1019 1348 1444"> <thead> <tr> <th data-bbox="311 1019 829 1064">改正後</th> <th data-bbox="829 1019 1348 1064">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 1064 829 1444"> <p>(国の負担又は補助の割合の特例) 第2条 平成20年度以降10箇年間ににおける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第88条を除く。）及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定にかかわらず、10分の7（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。</p> </td> <td data-bbox="829 1064 1348 1444"> <p>(国の負担又は補助の割合の特例) 第4条 平成20年度以降10箇年間ににおける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第88条を除く。）及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定にかかわらず、10分の7（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(国の負担又は補助の割合の特例) 第2条 平成20年度以降10箇年間ににおける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第88条を除く。）及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定にかかわらず、10分の7（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。</p>	<p>(国の負担又は補助の割合の特例) 第4条 平成20年度以降10箇年間ににおける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第88条を除く。）及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定にかかわらず、10分の7（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。</p>
改正後	改正前				
<p>(国の負担又は補助の割合の特例) 第2条 平成20年度以降10箇年間ににおける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第88条を除く。）及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定にかかわらず、10分の7（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。</p>	<p>(国の負担又は補助の割合の特例) 第4条 平成20年度以降10箇年間ににおける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第88条を除く。）及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定にかかわらず、10分の7（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。</p>				

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(費用の負担)</p> <p>第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第121条及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）<u>第2条</u>の規定による国庫補助金</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第121条及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）<u>第4条</u>の規定による国庫補助金</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。